
証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会カンファレンスについて

日証協 平 18. 11. 16～17

世界の100を超える国・地域の証券監督当局がメンバーとなっている国際機構であるIOSCOには、先進国・地域の15のメンバーで構成され、証券分野についての国際的な規制に関し専門的・実務的な議論を行う専門委員会が設けられている。同委員会では、一昨年から、民間セクターとの対話の拡充を目的に、証券会社、銀行その他民間企業の代表者、金融専門家、学識経験者等を招き、国際カンファレンスを開催している。去る11月16日（木）及び17日（金）、同カンファレンスが英国金融サービス機構の主催によりロンドンで開催され（昨年のフランクフルトに続き3回目）、世界の規制当局、民間セクターから約350名の参加者が出席した。

今回のカンファレンスでは、「IOSCOのウィンドウ：金融市場の世界的課題についての業界との対話」をテーマに、資本市場の国際化の進展、取引所の法人化と国際的な連携・統合の動き、集团的投資スキームの拡大などを背景に、国際的な証券規制のあり方、証券規制における各国間の情報交換や協力、会計・開示基準の統合等に関し、規制当局と民間セクターの代表者によるパネル・ディスカッションが行われた。パネルのテーマは、以下のとおり、IOSCO専門委員会傘下の5つの常設委員会（Standing Committee（SC））の検討課題に即して設定された。

パネル1：投資ファンド等への規制のあり方（SC5関連）

本パネルでは、国際的に活動を拡大し、かつ、機関投資家以外の投資家の投資対象にもなりつつあるヘッジ・ファンド等への規制の必要性、規制の方策等が主な議題となり、SC5の活動状況が報告されるとともに、集团的投資スキームにおける投資家への情報開示のあり方、また、インターネットで投資が行える商品に関する規制の必要性等について問題提起が行われた。これに対し、業界代表者からは、原則や規制を導入するに際しては、リスクの度合いに応じた規制とし、かつ、詳細は定めない原則ベースの弾力的な運用が可能な規制とすべきであり、また、導入に当たっては、規制のコストと便益を十分勘案してバランスの取れたものとすべきこと、国によって規制の内容、強さが異なると、規制のゆるい市場に取引が流れ、市場を歪める恐れもあることから、各国の規制当局間、また、当局と業界が事前に十分協議すべきとの意見が述べられた。

パネル2：国際化した市場と取引所への規制のあり方（SC2関連）

本パネルでは、主として欧米において証券取引所の国際的な提携・統合が進む中

で、どの国の当局が規制を担当すべきか、規制当局間の協力・調整のあり方等が話し合われた。欧州の業界代表者からは、取引所の統合により少数の取引所が市場を独占し、競争の欠如が生じることを懸念する意見が出された。また、各国における規制のレベルが異なると、規制の選好により、特定の市場、取引所に上場や取引が流れる可能性が指摘された。

パネル 3：国際的に活動する市場仲介者への規制のあり方（SC3関連）

本パネルでは、SC 3 の活動状況が報告され、昨年SC 3 が取りまとめた外部委託に関する原則が紹介されたほか、現在取り組んでいる証券会社内における情報バリア、利益相反の問題に関し、近くパブリック・コメント用のペーパーを発出することがアナウンスされた。パネルでは、証券会社内における利益相反の問題が中心に議論されたほか、証券会社に求められるbest executionの基準、商品の複雑化に伴い必要とされる説明・開示の基準が、今後の検討課題として提起された。

パネル 4：証券規制における国際的協力（SC4関連）

本パネルでは、証券取引の国際化に伴い、規制の策定のみならず、監査や不当利得の凍結や制裁、争訟解決などの点においても、今後各国間の機動的な連携が必要になる可能性が指摘され、国際協力の進め方が話し合われた。

パネル 5：監査と会計基準の国際的調整による市場の信頼性の向上（SC1関連）

本パネルでは、国際的な監査法人の寡占化、欧州・米国間での会計・開示基準の統合、国際的な監査基準の策定、「公正な価格」の定義、詐欺的行為防止のための内部管理の強化などについて話し合われた。

パネル 6：総括討議

本パネルでは、IOSCOの理事会、専門委、新興市場委の議長らがパネリストとなり、前記パネルでの議論を総括するとともに、今後のIOSCOの活動方針が述べられた。

（付記）

同カンファレンスは、来年 1 1 月に日本の金融庁の主催により東京での開催が予定されている。

以上